

# 「越後丘陵公園・里山づくりの会」会則

## (名称)

第1条 本会は、「越後丘陵公園・里山づくりの会」と称する。

## (目的)

第2条 本会は「国営越後丘陵公園における自然環境の保全活動をとおり、自ら行動し、自然とふれあい、里山の自然や歴史・文化等を学び考え、会員相互の交流を深め、将来にわたってこれらの里山の良好な自然を保全すること」を目的とする。

## (会員)

第3条 本会は会の趣旨に賛同し会費を納入した小学生以上のものをもって会員とする。  
入退会は自由とする。

## (会費等)

第4条 本会の経費は次の会費をもって充てるものである。

- (1) 個人会費は年会費2,000円とし、家族会員の年会費は一人目を2,000円とし、二人目以降を1,000円とする。
- (2) 各種事業収益金
- (3) その他協賛金、寄付金等を受ける。

## (事業)

第5条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。なお、本事業を遂行するにあたっては「公園事務所」と「公園管理センター」と「里山づくりの会」と協議のうえ実施するものとする。

- (1) 国営越後丘陵公園の里山の保全活動(枝打ち、間伐、下草刈り等)
- (2) 会員相互の情報交換や親睦のためのイベント
- (3) その他、第2条の目的を達するための事項で本会が必要と認めた事項

## (役員等)

第6条 本会に次の役員を置く。会長1名、副会長若干名、事務局長1名、会計1名、監査2名。会長、副会長、事務局長、会計および監査は総会で選出する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐して会務を執行し、会長に事故あるときには、その職務を代行する。
- 4 事務局長は会の事務を担当する。
- 5 会計は会の会計を担当する。
- 6 監査は本会の会計を監査し、総会に報告する。
- 7 本会は学識経験者等を顧問として置くことができ、会長が委嘱する。

(任期)

第7条 役員の任期は2年以内とする。ただし再選はさまたげない。

(役員会)

第8条 本会に役員会を置き、本会の運営に関する必要な事項について審議する。

2 会長は必要に応じて役員会を召集することができる。

(総会)

第9条 本会は年1回の総会を会長が開催し役員人事、事業計画、予算等を決定する。

2 本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日とする。

(会計)

第10条 会計については各会計年度毎に決算を行う。

(会計事務)

第11条 会計事務は越後公園管理センターにおいて処理するものとする。

(事務局)

第12条 本会の事務局は越後公園管理センターに置く。

2 事務局の運営は「公園管理センター」と「里山づくりの会」で行う。

3 「里山づくりの会」の事務局は会員有志で構成し、事務関連事項を担当する。

付則 この会則は平成10年4月11日から施行する。  
この会則は平成14年4月14日に改正し、施行する。  
この会則は平成16年2月1日に改正し、施行する。  
この会則は平成17年2月6日に改正し、施行する。  
この会則は平成18年2月26日に改正し、施行する。  
この会則は平成21年3月1日に改正し、施行する。